

第5 戦没者遺族援護等

Ⅰ 戦傷病者戦没者遺族等の援護

特別給付金・特別弔慰金

(1) 戦没者妻特別給付金

一定の基準日において、恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する戦没者の妻に対し支給されます。

(2) 戦傷病者妻特別給付金

一定の基準日において、恩給法の増加恩給・傷病年金、援護法の障害年金などの年金給付（障がいによる）を受けている戦傷病者等の妻に対し支給されます。

(3) 戦没者父母特別給付金

一定の基準日において、恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する戦没者の父母に対し支給されます。ただし、戦没者死亡当時戦没者以外に父母と氏を同じくする子・孫がない場合で、その日以降、父母と氏を同じくする自然血族の子又は孫を有しない場合に限られます。

これらの特別給付金について、国債償還が終了したときに、次の特別給付金が継続して支給されています。

なお、特別給付金・特別弔慰金を受ける権利は、当該権利を取得した日から、3年以内に請求しないと時効により消滅します。

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

昭和6年9月18日（満州事変）以降の戦没者の遺族であって、一定の基準日において恩給法の公務扶助料、援護法の遺族年金などの年金給付を受ける権利を有する者が死亡している場合に支給されます。

2 可児市戦没者追悼式

戦没者遺族及び来賓が一堂に会し、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するために、平成17年度から実施しています。

【令和5年度実績】

・期 日 11月8日 ・場 所 可児市文化創造センター 小劇場 ・参加者 42人